

宮城県ものづくり企業A I ・ I o T先進技術導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、地域経済を牽引していくものづくり企業が実施する、宮城県内の生産現場における生産性向上、省力化等への取組に対して有効な手段となる、A I ・ I o T等の先進技術導入に要する経費について、予算の範囲内において宮城県ものづくり企業A I ・ I o T先進技術導入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次の(1)及び(2)の要件を満たし、かつ(3)又は(4)の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 宮城県内に本店又は主たる事業所を有する者
- (2) 製造業を主たる事業として営む者で、宮城県内に生産拠点を有する者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) A I ・ I o T等の先進技術を活用した、宮城県内の生産現場における生産性向上、省力化等に向けた技術開発や導入等であること。
- (2) A I ・ I o T等を活用したシステム開発等を、宮城県内に事業所を有するI T関連企業（以下「県内I T関連企業」という。）又は県内I T関連企業以外のI T関連企業（以下「県外I T関連企業」という。）と連携し実施するものであること。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表1に掲げるもののうち知事が必要かつ適当と認めるものとし、その補助率及び補助限度額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国又は都道府県、市町村等の補助金等を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (3) 県税に未納がある者

3 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あ

て照会することができる。

（申請の際の消費税及び地方消費税）

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、規則第3条第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第7条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うに当たっては、第6条により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第6条のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助事業に要する経費相互間の20%以内の変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（補助事業の経理等）

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告等)

第10条 規則第10条の報告は、様式第5号によるものとし、補助金の交付決定のあった年度の11月30日における補助事業の遂行状況を、翌月20日までに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項の補助事業実績報告書は、様式第6号によるものとする。

- 2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から20日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度（以下「補助事業年度」という。）の翌年度の4月15日のいずれか早い日までとする。

(実績報告に係る消費税及び地方消費税)

第12条 補助事業者は、規則第12条第1項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができる。

- 2 前項ただし書による補助金の概算払で補助金の交付を受けようとする補助事業者は、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

- 2 規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、重要な器具その他の財産とする。
- 3 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、様式第9号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分の承認をした場合において、当該承認を

受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(成果報告)

第16条 補助事業者は、補助事業年度の終了後3年間において、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の成果等について、様式第10号により、知事に報告しなければならない。

(成果発表等)

第17条 知事は、当該補助事業に係る成果等について、補助事業者及び事業連携しているIT関連企業と協議の上、成果発表や状況確認を実施できるものとする。

(電子情報処理組織による手続等)

第18条 この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成17年宮城県規則第77条）の規定の例による。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月28日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1（第 4 条関係）

経費区分	内 容
システム開発費	事業連携する I T 関連企業の A I ・ I o T 等のシステム開発等に要する経費 ・システム開発等に必要の人件費、機械装置費、外注費、技術指導受入費等の経費
機械装置費	A I ・ I o T 等の導入に必要な機械装置の購入、製作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 ・自社により機械装置を製作する場合の部品等を含む 注 1) 借用の場合は、補助対象期間内に契約した機械装置で、同期間内に発生する経費のみ対象とする 注 2) パソコンやタブレット等の情報関連機器は、A I ・ I o T 等のシステムと一体（専用）となって使用されるものに限り補助対象経費とする 注 3) ロボットは、A I ・ I o T と連携したものに限り補助対象経費とする
工具器具費	A I ・ I o T 等の導入に必要な工具器具の購入、製作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 注) 借用の場合は、補助対象期間内に契約した工具器具で、同期間内に発生する経費のみ対象とする
外注費	A I ・ I o T 等の導入に必要な機器製作等の外注に要する経費 ・センサー等のデバイス製作や機器調整等を外注する場合に要する経費
技術指導受入費	A I ・ I o T 等の導入に必要な技術指導の受入に要する経費 ・外部からの技術指導に要する経費
人件費	A I ・ I o T 等の導入に直接関与する者の人件費 ・ただし、直接作業時間に対するものに限る 注) 補助対象経費に占める人件費の割合は 1 / 2 を限度とする
その他の経費	A I ・ I o T 等の導入に当たって、特に必要と認められる経費

別表 2（第 4 条関係）

種類	補助率	補助限度額
A I ・ I o T 等を活用したシステム開発等を、県内 I T 関連企業と連携し実施する場合	2 / 3	上限 10,000 千円 下限 3,000 千円
A I ・ I o T 等を活用したシステム開発等を、県外 I T 関連企業と連携し実施する場合	1 / 2	